คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง แนวทางการใช้สิทธิและประโยชน์ลดหย่อนภาษีเงินได้นิติบุคคลตามมาตรา 32
ตามมาตรการส่งเสริมการลงทุนเพื่อบรรเทาผลกระทบจากแนวทางการจัดเก็บภาษีรูปแบบใหม่

投資委員会事務局説明書
件名：新たな徴税方法による影響を軽減するための投資奨励措置に基づく
第 32 条に基づく法人所得税免除の恩典使用指針

仏暦 2566 年（2023 年）5 月 16 日付投資委員会事務局布告第 1/2566 号「新たな徴税方法による影響を軽減するための投資奨励措置」に基づく第 32 条に基づく法人所得税免除の恩典使用を正確かつ一貫性を持たせるために投資委員会事務局は以下の説明書を発行した。

第 1 項　第 32 条に基づく法人所得税免除の恩典使用の申請は、恩典使用の検討・許可のために（第 32 条に基づく恩典を取得した奨励証書のみ）第 32 条に基づく法人所得税免除の恩典使用申請書（F PM TR 01）を提出すること。

第 2 項　第 32 条に基づく法人所得税免除の恩典使用の申請書の提出に関して、被奨励者は第 32 条に基づく恩典を取得したすべての奨励証書に対し書面で申請書を一回のみ提出すること。以下のように個別に検討される。

2.1 新規投資プロジェクトの場合、被奨励プロジェクトにより収入が発生した初年度のみ申請書を提出すること。

2.2 第 31 条から第 32 条への恩典を変更申請したプロジェクトの場合であり、かつ既存のプロジェクトにより初期収入が発生していないプロジェクトの場合、被奨励プロジェクトにより収入が発生した初年度のみ申請書を提出すること。

2.3 第 31 条から第 32 条への恩典を変更申請したプロジェクトの場合であり、かつ既存のプロジェクトにより初期収入が発生したプロジェクトの場合、恩典を変更申請した年のみ申請書を提出すること。

2.4 被奨励は、会計期間の終了日より 120 日以内に投資モニタリング第 1 部または投資モニタリング第 2 部または事務局が指定した所に申請書を提出すること。

2.5 事務局は当該の被奨励プロジェクトを審査した後、歳入局での恩典使用のために、被奨励者に対し第 32 条に基づく法人所得税免除の恩典使用を許可した旨を知らせる通知書を発行する。

以上、お知らせする。

（署名）
投資委員会事務局
仏暦 2568 年（2025 年）11 月 3 日